

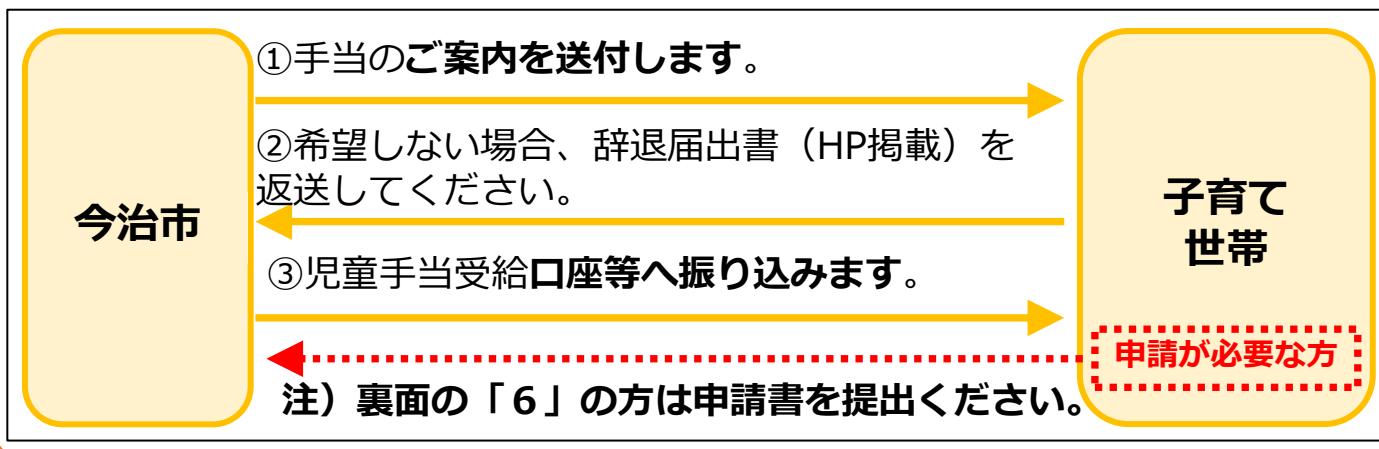
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。（今治市から支給している児童手当の受給者）

注）申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合2月20日までに届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- （1）**令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
（2）**令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の**保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

今治市では3月10日から順次支給を開始します。支給時期は別途送付するご案内をご確認ください。

注）裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

児童手当受給口座に振り込みます

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 児童手当支給口座および申請書記載の口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給できませんのでご注意ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が必要です。別途送付する申請書を提出してください。

・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

7. こんなときはどうなるの？

■10月1日以降に市外へ引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、令和7年9月30日時点住所地の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

お問い合わせ先（今治市役所）

こども未来課 子育て給付係

電話：**0898-36-1529**

（受付時間：平日8:30～17:00）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：**0120-252-071**

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに今治市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求める**ことは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。